

第6章 各機関の役割

府では、健康政策の推進に必要な人材の育成や市町村別のデータの分析等により、府民や府民に最も身近な市町村において、効果的な生活習慣病対策が実施されるよう支援します。

また、健康づくりは、府民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚し、自らの意思で正しい生活習慣を身につけなければ効果を挙げることはできません。一方、社会全体としても、個人の主体的な健康づくりを支援していかなければなりません。

この点において、行政が担うべき役割は重要であるとともに、民間団体などの果たすべき役割も非常に大きいものがあります。多くの健康づくり関係機関・団体は、それぞれの立場で独自の活動を進めていますが、各機関・団体等が連携し総合的な取組を実施することにより、その効果はさらに大きくなると考えられます(図 56)。

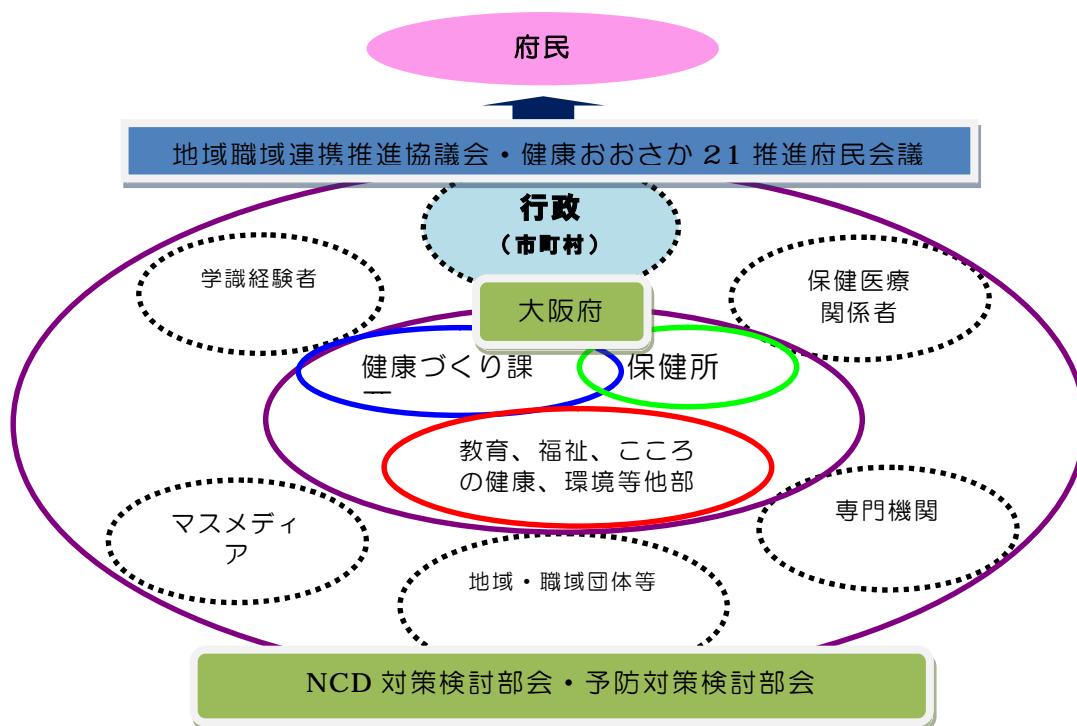


図56 計画推進に係る会議と連携体制

府の健康指標をもとに、長期的視野にたった政策の進捗管理を行うとともに、毎年対策による効果について評価・分析を行い、府民の健康改善のために確実に実行する仕組みが必要です。従来、必ずしも明確ではなかったそれぞれの役割や各機関の取組の評価体制について、Plan(企画)Do(実行)Check(分析)Act(評価)からなるPDCAサイクルを実行します。

府の健康状況に関する指標については、NCD対策検討部会において項目を検討し、府全体、医療圏ごと、保健所圏域ごと、市町村ごとで、経年での把握が可能となる体制を整備します。

6.1 大阪府(健康づくり課)

6.1.1 地域職域連携推進協議会による推進

府は、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するため、行政、事業者、医療保険者等、地域や職域で保健事業にかかわる関係機関による地域職域連携推進協議会を設置、運営します。

協議会では、各機関が実施している保健事業等の情報共有や、構成団体で共同実施できる保健事業や各機関で担える新たな役割等について検討する等、連携体制を推進する方策を検討します。また、保健所圏域地域職域連携推進協議会を設置・運営している府保健所との連携により、対策を検討します。健康増進計画については、進捗状況に関する評価を毎年実施し、その内容を審議し承認等を行います。

部会の設置

地域職域連携推進協議会のもとに、有識者や専門家等による「NCD 対策検討部会」を設置し、大阪府におけるNCD対策のための施策について検討し、その方向性を示します。

NCD 対策検討部会の役割は、今後の府の健康政策の柱となる「健康格差」の定義についての議論をはじめとして、COPD や社会環境関連など今回から新たに追加された指標について、その目標値の設定に係る考え方を整理し、目標達成のための取組の方向性について明確に示すことです。

府は、NCD 対策検討部会がその役割を果たせるよう、課題の整理や現状把握、十分な議論を行うための事前調整等を着実にを行い、会議の効果的・効率的な運営に努めます。

6.1.2 健康おおさか 21 推進府民会議による推進

府は市町村、健康づくりの関係機関、団体等と連携し、取り組むべき健康づくり施策の方向について具体的な目標を示し、すべての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指す府民運動として、健康おおさか 21 推進府民会議を設置、運営しています。

会議では、各機関での活動内容を共有するとともに、分野別の具体的な取組について検討し、連携して対策を推進します。栄養・食生活においては、「食育推進ネットワーク会議」等により、関係機関・団体と連携した食環境の整備を推進しており、特に、産学官民が連携・協働し、府民運動として効果的な取組を行ってきました。

今後も引き続き取組を進めるとともに、それらを参考にしながら、運動や睡眠、アルコール等に係る取組についても、関係団体等との連携も視野に入れ、社会環境の改善を図っていくよう努めます。

部会の設置

健康おおさか21推進府民会議の部会として予防対策検討部会を設置します。部会では、分野別の取組だけでなく各分野が協力して実施する取組についても検討し、連携して府民の健康づくりを推進します。

6.1.3 効果的な情報提供による推進

特定健診・特定保健指導に係る研修情報や、市町村別の健診や医療費に係る分析データ等、特定健診・特定保健指導に関する医療保険者向けの情報を充実することにより、特定健診等の効果的な実施をサポートします。

6.1.4 健康増進事業を実践する人材の育成

府は、特定健診・特定保健指導、その他の健康増進事業を担当している市町村の保健師等に対して研修を行い、生活習慣病対策を効果的に推進できる人材を育成します。併せて、それらの管理者や統括責任者等に対しても研修を実施し、生活習慣病対策全体を効果的に推進できる体制の構築に努めます。

また、大阪がん循環器病予防センター、大阪府こころの健康総合センター、大阪府立成人病センターなどの専門機関や大学とも連携しながら、科学的・実践的な技法の開発を行っていくとともに最新の知識の提供に努めます。

更に、保険者協議会、保健医療関係団体等が実施する生活習慣病対策に係る研修について、情報提供を行えるよう努めます。

6.1.5 その他

行動変容推進事業

特定健診等の受診率向上を図るには、府民が健康に対する意識を変え、健康づくりのための行動を起こす（行動変容）ことを促す仕組みが必要です。そこで、平成22年度より福祉部国民健康保険課と共催で「行動変容推進事業」を実施しています。

各市町村の医療費が高い、受診率が低いなどの現状を正しく認識し、その対策を計画・実行・評価・改善というPDCAサイクルによって実施します。その過程で、被保険者、保険者、関係者などの行動変容を促し、予防の推進、受診率向上を図り、結果として医療費適正化及び府民の健康指標の向上を図ります。

6.2 保健所

国は、基本的な方向において、保健所の役割を「健康格差の縮小を図ること等を目的とした健康情報を収集分析し、関係機関に提供するとともに、市町村における健康増進計画の策定を支援すること」としています。

また、平成24年7月31日に国から示された、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえ、府保健所は、地域における健康づくりの拠点として、市町村をはじめとする健康づくりの関係機関・団体等との連携体制をさらに強化するとともに、①健康情報の収集分析と健康課題の明確化・共有化②地域における重層的な連携体制の構築③市町村の健康増進計画策定支援などを重点的に行います。

6.2.1 地域の健康課題の明確化・共有化

市町村をはじめとして関係機関・団体等と連携し、地域における保健、医療、福祉に関する状況と各分野での取組内容の実態把握に努めます。それらの情報をもとに、圏域での健康課題解決に向けた取組を行います。

保健所圏域 地域職域連携推進協議会等を活用した取組の推進

健康課題の共有化及び解決に向けて、保健所圏域 地域職域連携推進協議会等を活用して取組を進めます。

6.2.2 地域における連携体制の構築

地域におけるソーシャルキャピタルの把握・推進

保健所圏域の市町村や団体等におけるソーシャルキャピタルの現状を把握し、その活用により地域の保健、医療、福祉に関するサービスが包括的に提供されるよう調整に努めます。更に、今後は保健所としてどのような取組を推進していくことが健康づくりにおいて重要かつ必要なのかについて検討を行っていきます。

6.2.3 市町村の健康増進計画策定支援

市町村の健康増進計画の策定及び計画の推進に必要とされる情報の提供等に努め、計画策定等の技術的支援を行います。圏域における死亡データ、特定健診・特定保健指導データ、医療費データ等、地域の健康に係るデータの分析結果等を、より府民にわかりやすく加工し、府民サービスの主体である市町村に提供していきます。更に、圏域内の市町村の健康増進計画の策定状況について

把握するよう努めます。

6.2.4 その他

栄養・食生活改善の推進

特定（集団）給食研究会や地域活動栄養士会等と連携し、生活習慣病予防の観点から、保健所管内の給食施設や飲食店での減塩メニューの提供、野菜摂取量の増加等、栄養食生活の改善につながる取組を推進します。

たばこ対策の推進

たばこによる健康影響に関する普及啓発、禁煙サポートに関する情報提供や指導者の育成、公共施設とともに、民間施設を含め公共の場での受動喫煙防止対策を推進します。

自殺対策の強化

こころの健康づくりの推進とあわせて、自殺予防のための人材養成や、自殺未遂者・自死遺族も含めた相談・支援体制の強化、地域における連携体制の構築など、自殺予防のための取組を強化します。

6.3 府の他部局等

各部局において健康の視点を取り入れ、連携して府の施策を推進します。

6.3.1 こころの健康総合センター

府の精神保健福祉に関する中核施設として、府保健所、市町村、社会復帰関連施設や医療機関をはじめとする地域関係機関、団体に対する支援やネットワークづくりを進めることを大きな使命としています。

こころの健康づくりの推進

広く府民のこころの健康づくりの保持、増進を図ることを大きな課題とし、こころの電話相談や精神保健福祉相談などの相談事業、専門外来診療などを引き続き行います。

自殺対策の推進

自殺防止のホームページによる啓発、人材養成、自死遺族相談など、自殺対策の一層の推進を図ります。

自殺未遂者への支援を本庁（地域保健感染症課）と保健所、関係機関が連携してすすめます。

6.3.2 教育委員会

生涯を通じて健康であるためには、子どもの頃からの生活習慣が重要であり、調和のとれた食事や、適度な運動、十分な休養・睡眠という健康三原則の観点から、子どもたち自身が生活習慣を見直し、改善していくことのできる力をつけ、健康的な行動を習慣化していくことが重要です。

健康教育の推進

学校は家庭や地域、関係機関と連携し、それぞれのライフステージに生じる様々な健康課題に対して、子どもたちが発達段階に応じて、自ら対処できるようヘルスプロモーションの観点に立った健康教育の推進に取り組みます。

子どもを持つ親に対して知識の普及や啓発が必要となる取組については、教育委員会と連携して、子どもを通じて取組効果を上げるというスキームを活用します。

生活習慣病の予防には、子どものころからの食事、運動、休養等に係る健やかな生活の習慣化が必要です。その共通認識のもと、健康づくりのあらゆる取組について、更なる連携体制を構築するよう努めます。

6.3.3 福祉関連部局（高齢介護室、国民健康保険課）

健康づくりの観点より、高齢介護室が所管する介護予防事業との連携方策を検討し、取組を進めます。

特に、府の循環器予防施策の推進のため、市町村国民健康保険の所管課である国民健康保険課と連携し、特定健診・特定保健指導の効果的な実施を推進し、特定健診等の受診率の向上を目指します。

6.3.4 都市整備関連部局

運動の促進には、個人の意識や行動の改善とともに、歩きやすい環境づくり、街づくりが重要です。そのために、ウォーキングコース及び大規模自転車道の整備、ウォーキングイベントの開催等、都市整備としての取組を行う部局とも、健康づくり、健康増進の視点で連携強化を図ります。

6.4 関係団体等

6.4.1 市町村

国の基本的な方向において市町村の役割を、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携としています。

6.4.1.1 保健衛生部門

市町村の保健衛生部門では健康増進法に基づき、がん検診、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診等の健康増進事業を行っています。また、健康づくりを推進するために、健康づくりに関する情報提供や、食生活の改善をはじめ、運動や禁煙、節酒などの生活習慣の改善に向けた地域住民への普及・啓発活動及び健康づくりボランティアの育成等も行っています。

平成24年7月の地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正によって、「保健と介護及び福祉のそれぞれのサービスを一体的に提供できる体制整備に努めること」が市町村の役割とされ、これまで以上に福祉・介護部門との連携を図り、効果的な施策展開を図る必要があります。このためにも、保健所と連携・協力して、ソーシャルキャピタルの核となる人材の発掘や育成、その活用に向けた体制整備等を行っていく必要があります。

今後、市町村の保健師、管理栄養士等は、介護予防、児童虐待など他の業務との関係を踏まえつつ、健康づくり施策の企画・調整・評価等の業務に重点を置く方向での体制強化が期待されています。

健診等の活用による生活習慣病対策の推進

地域には、喫煙者をはじめ肥満でない人でも血圧が高めであるとか、血糖値が高めで近い将来高血圧や糖尿病、脳血管疾患や虚血性心疾患になる危険性を有する人が相当数存在すると想定されることから、それらの人への保健指導を実施するよう努めます。

6.4.1.2 国民健康保険部門

市町村が老人保健事業として実施してきた基本健康診査は、平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健診・特定保健指導として医療保険者に義務づけられました。この制度改正によって、市町村国民健康保険は、医療保険者として、40 歳から 74 歳の被保険者を対象に特定健診・特定保健指導を実施しています。

市町村国民健康保険の多くは、特定保健指導や要医療者への受療勧奨や非メタボの人への保健指導を保健衛生部門に委任しているのが現状です。従って、国民健康保険部門と保健衛生部門の更なる連携強化は、循環器病予防の推進にとって非常に重要であり、今後も両部門の連携を図って対策を推進していく必要があります。

6.4.1.3 高齢介護部門

健康づくり事業と介護予防事業を重層的にとらえ、ソーシャルキャピタルを活用しながら一体的に展開していくことをめざして、健康増進の関係機関との連携を強化していきます。

6.4.2 大阪がん循環器病予防センター

大阪がん循環器病予防センター（循環器病予防部門）は、大阪府における循環器疾患予防の推進のための拠点施設として、循環器疾患の予防に関する研究や情報発信、市町村支援等を積極的に実施しています。

次の 3 本柱を中心に事業を展開しつつ、大阪府の循環器疾患予防対策のシンクタンクとして、府民の健康指標や医療費の改善につなげるための政策提言を行います。

①大阪府内市町村国民健康保険等の医療費データや特定健診、特定保健指導データを分析し、市町村国保等における医療費及び疾病構造に係る課題、及び特定健診・特定保健指導の実施状況や健康課題を明らかにします。これらを毎年提示して、市町村の取組を支援していきます。②各市町村の健康課題解決の改善のための「行動変容プログラム」の策定・実践支援を行うとともに、実践の評価とプログラム修正をくりかえし、PDCA サイクルの確立に努めます。また、全市町村の行動変容プログラムを類型化した汎用性の高いプログラムを作成し市町村を支援します。③大阪府の循環器疾患予防対策に役立つエビデンスや方法論の開発・普及のために、モデル地域職域での健診・循環器疾患発症状況調査や総合健診を通じて、循環器疾患と危険因子のモニタリング、及び保健指導ツールやノウハウ（健診技法、保健指導プログラム、健診スタイル等）の

開発を行います。

6.4.3 大学

府の公衆衛生政策の推進に必要な国内外の疫学的・科学的エビデンスの提供や、政策に必要な府の現状分析並びに新たな知見の創造とともに、多くの審議会等の委員として府の公衆衛生政策に関する提言を行います。

また、今後の府の公衆衛生政策を担う人材の育成に寄与します。

6.4.4 地方独立行政法人 大阪府立病院機構

地方独立行政法人大阪府立病院機構は、府立の5病院を運営しており、高度専門医療の提供等を行うとともに、府民の健康の維持及び増進に寄与しています。

専門医療に関する情報の蓄積を基にした府民向け公開講座の開催やホームページでの疾病等に関する情報提供などの保健医療情報の発信及び普及・啓発等をとおして、府民の健康の維持及び増進に努めていきます。

特に、府立成人病センターは、大阪府がん対策推進計画の策定に積極的に関与し、大阪府の最大の健康課題であるがんの予防に対しての最新の研究や情報発信等を積極的に実施しています。府として、がん予防において科学的根拠に基づいた対策を実施するため、連携を密にして取組を進めます。

府立各病院における取組

大阪府立成人病センター

生活習慣病による死亡の動向・地域特性の分析、がんのり患と受療の動向・生存率の分析、がんの予防に関する研究、がん対策の企画・評価、がん検診の精度管理と評価に関する研究、医療機関における禁煙サポート法の開発・評価、肝疾患等の疫学的研究、新たながん治療法・診断法の研究・開発など

大阪府立急性期・総合医療センター

生活習慣病の予防のための禁煙外来、メタボリックシンドローム外来、慢性腎臓病（CKD）外来の設置など

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター

喫煙が原因あるいは強く影響を与える肺気腫や慢性気管支炎などの慢性閉塞性肺疾患（COPD）や肺がんなどの総合的診断・治療を行うための禁煙外来や生活習慣病の予防等のための禁煙外来の設置、呼吸器・アレルギー疾患の予防・予知に関する調査・研究から治療 など

大阪府立精神医療センター

精神障がい者の社会復帰・自立と社会参加を支援するための作業療法・デイケア・訪問看護の実施、精神疾患に対する正しい知識の習得・再発防止のための家族心理教育の実施など

大阪府立母子保健総合医療センター

母子保健従事者の研修、母子保健に関する調査、小児発達期における様々な疾患の原因究明・疾病予防、高度医療を受けた子ども達の健康を守るためのフォローアップ、母性に関する分娩後のフォローアップ等を通しての生活習慣病の発症を抑える診療の提供、禁煙外来の設置、種々の代謝疾患を小児期からコントロールするための治療法の開発による生活習慣病の予防 など

6.4.5 大阪府医師会

啓発・健康教育活動

大阪府医師会及び郡市区医師会では、府民の健康増進のために、各種健康教育活動やテレビ・ラジオでの健康情報提供、学校医活動や産業医活動など予防における幅広い活動を行っています。

健診・検診の推進

大阪府医師会及び郡市区医師会では、保険者からの委託を受け、医師会に属する医療機関で特定健診（一部特定保健指導も）を実施しており、がん検診も含め受診勧奨に努めています。

特定健診も含め、日常診療の場で出会う喫煙者に禁煙のアドバイスをを行い、禁煙を希望する喫煙者には禁煙外来等での禁煙治療を勧めます。

特定健診の結果、特定保健指導に該当しない人の中にも高血圧や高血糖などのリスクを有し生活習慣を改善すべき人が含まれることから、特定健診を受診した人には、必要な指導を実施することとしています。

特定健診当日に把握が可能な喫煙、高血圧、肥満等のハイリスク者への指導及び要治療者への受療勧奨に努めます。

更に、特定健診で把握した医療情報から、心血管系疾患のハイリスク者の早期発見と早期受診への勧奨を、健診医の責務として確実に実施しています。

糖尿病対策

糖尿病学会・糖尿病協会、行政等により構成される大阪糖尿病対策推進会議を中心に糖尿病対策を推進していきます。

6.4.6 大阪府歯科医師会

大阪府歯科医師会は、府民の健康増進のために、学校歯科医活動や産業歯科医活動など、生涯を通じた歯科疾患の予防における幅広い活動を行い、府民の8020運動を推進しています。

大阪府歯科医師会及び各支部では、市町村健康増進事業である歯周疾患検診を実施し、府民の歯科疾患の早期発見、早期予防に努めています。

また、働く人の歯の健康を推進するため、府内の健康保険組合・企業等の従業員を対象に事業所歯科健診を実施しています。

「健康は歯から」をテーマに、毎年、大阪歯科保健大会を開催し、府民ならびに歯科保健関係者を対象にした講習会、歯の健康相談、歯磨き指導などを実施し、府民に対する普及啓発を行っております。

更に、幼児・児童・生徒に正しい口腔衛生に関する知識を広く普及させ、生涯歯科保健の重要性を訴えることを目的に、大阪府＜歯の保健＞図画・ポスターコンクールを毎年開催しています。

6.4.7 大阪府薬剤師会

大阪府薬剤師会は、府民の健康増進のために、医薬品の適正使用を推進し、医薬品を安全に使用していただくために、薬健康教育の実施や、お薬相談会・講演会・座談会の開催などの活動を行います。

「薬と健康の週間」事業として、府民に医薬品の適正使用の重要性を認識していただくことを目的に、毎年、小学生等を対象にポスター原画や川柳等を募集し、これをもとにポスターを作成し配布します。あわせて、「府民のつどい」を開催し、医薬品の適正使用・薬物乱用防止・喫煙防止などの啓発活動を実施します。また、地域薬剤師会においても、健康展等を開催し、医薬品の適正使用、薬物乱用防止、喫煙防止等の啓発活動を実施するとともに、お薬相談会などを開催します。

健康教育・薬物乱用防止等

学校薬剤師活動として、学校保健活動に従事し、各種環境調査を実施し、児童・生徒への安全で衛生的な学校環境づくりに努めるとともに、お薬教育、薬物乱用防止教育、喫煙防止教育等を実施します。

健康づくり情報の発信基地

健康な人も利用するという薬局の利点を活かし、健康づくり情報の「発信基地」としての役割を担い、「健康おおさか21」等で推進している各種健康づくり情報を府民に伝達します。また、セルフメディケーションを推進する中で、健診の重要性を伝え、必要な方には受診勧告をします。また「こども110番のおくすり屋さん」のステッカーを薬局に掲示して、こどもたちが安全に安心して暮らせる環境を確保する運動を展開します。

府民の保険・医療・福祉の連携体制の構築

大阪府薬剤師会は、医師会等の医療関係団体や行政機関と連携して、府民の保険・医療・福祉の連携体制の構築を推進します。

6.4.8 大阪府看護協会

- Ⅰ 大阪府看護協会は、府民の健康増進のために、看護実践能力の向上及び専門性の強化を図り、生涯学習支援や継続教育の推進、認定看護管理者及び認定看護師の育成、看護研究活動の支援等、看護の質向上に努めています。
- Ⅰ 看護職が働き続けられる労働条件・環境づくりを推進するために、看護労働に関する実態調査やワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を支援しています。
- Ⅰ 地域ケアの充実のために、行政機関や保健医療福祉の関係団体等と連携して、訪問看護の推進、府民への相談事業、HIV 予防教育リーダー養成研修、認知症サポーター養成など、地域の保健福祉の向上につながる活動に取り組んでいます。
- Ⅰ ナーシングアート大阪及び桃谷センターを活動拠点に、府民への「看護の心」の普及及び啓発活動を推進するために、府内 11 支部で、「看護の日」イベントや「出前授業」などを開催、府民の健康に対する意識向上に努めています。
- Ⅰ 災害支援ナースの質向上及び災害支援ネットワークを構築し、非常時の危機に迅速に対応できる組織体制を整備します。
- Ⅰ 桃谷センターの「生活体験館 GOKAN」では、住宅改修の実際や介護福祉用具展示など、体験型の介護福祉空間を提供、府民や看護・介護学生等の学習を支援しています。
- Ⅰ 府民の医療看護への関心を高めるために、「看護作文&フォトコンテスト」を開催し、看護職としての誇りややりがいの醸成に生かしています。

6.4.9 大阪府栄養士会

- Ⅰ 大阪府栄養士会は、関係行政機関や薬剤師会など医療関係団体と連携し、種々の講習会や実習など通して、栄養・食生活に関する情報の伝達や知識の提供を行い、府民の健康づくりを推進しています。
- Ⅰ 大阪ヘルシー外食推進協議会と連携した活動など、「より一層の実践活動につなげる食育」とされる第2次大阪府食育推進計画のコンセプトに沿った食育推進活動を展開します。
- Ⅰ プライマリケアに関する活動として、地域の行政機関などの要請に応え、ラ

イフステージに対応した栄養・食生活のあり方を調理実習など学習者参加型の講習を展開します。

- I 大阪府栄養士会事務所内に栄養ケアステーションを開設し、広く府民の栄養・食生活に関する質問などに答え、栄養・食生活のあり方から健康づくりについての知識の啓発を行います。

6.4.10 保険者協議会（医療保険者）

- I 平成20年4月から医療保険者に義務付けられた特定健診・保健指導の制度において、平成24年度には平成20年度と比較してメタボリックシンドローム該当者・予備群の10%減少が参酌標準として示されています。この目標を達成するため、医療保険者は特定健診等実施計画の策定や被保険者、被扶養者が受診しやすい健診体制の整備、保健指導を実施するための人材確保、未受診者に対する受診勧奨など、確実、適切な特定健診・特定保健指導を実施してきました。
- I 大阪府国民健康保険団体連合会が事務局となり、全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部、健康保険組合連合会大阪連合会、地方職員共済組合等の各医療保険者による保険者協議会が設置され、①医療費の調査、分析、評価、②被保険者に対する普及啓発・保健指導等の保健事業の共同実施、③保健師、管理栄養士等のマンパワーに対する研修、④保険者間の物的・人的資源の共同利用、⑤医療保険者間の効果的な保健事業に関する情報交換等を実施しています。
- I 今後は、保険者協議会との連携を強化し、特定健診・特定保健指導の受診率の向上策の検討や保健事業の共有化など、保険者の枠を超えた協力関係を構築することによって、府域内の住民全体の健康指標の向上に取り組んでいきます。

6.4.11 大阪労働局

大阪産業保健推進センターや大阪府医師会、地域産業保健センター等と共同して、メンタルヘルス対策に関する研修会の開催や睡眠不足の弊害に関する知識の啓発等を行っていきます。

- I また、従業員の労働時間の短縮に向けて府と協力して啓発に努めます。